

平成30年度 税制改正のポイント

平成30年度税制改正大綱が平成29年12月に閣議決定されました。今回の改正では事業承継税制が大きく見直されたほか、賃上げ・生産性向上のための税制措置、設備投資の促進税制、個人所得課税の見直しが予定されております。本セミナーにより概要をご理解いただき、今後の企業経営にご活用いただければと存じます。

世代交代に向けた取組み期間として10年間の
時限措置【2018年1月～2027年12月】です

平成30年度税制改正大綱の注目点

中小企業の賃上げ・生産性向上のための税制措置

- ①所得拡大促進税制の拡充・延長
- ②償却資産に係る固定資産税の減免の創設(3年間)
- ③中小企業のM&Aを促進する税制措置の創設(2年間)

その他の改正

- 所得税改革(2020年～)
 - ・給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除へシフト
 - ・青色申告特別控除額の引下げ など

事業承継税制の抜本拡充が実現!

- ①事業承継時の納税負担がゼロに!
 - －対象株式会社等の上限撤廃－
- ②納税猶予打切りリスクを最小化!
 - －雇用維持要件の実質撤廃－
- ③将来の納税不安を大幅軽減!
 - －経営環境変化に応じた減免制度の創設－
- ④多様な事業承継を促進!
 - －複数承継の対象化－

【日時】平成30年3月20日(火) 13:30～15:30

【場所】道東経済センタービル5階 会議室

(釧路市大町1-1-1) ※駐車場には限りがございます

【講師】鈴木圭介税理士・行政書士事務所

鈴木 圭介 氏

【定員】50名 (定員になり次第締め切り)

【費用】無料

主催:釧路間税会 / 後援:釧路商工会議所



【講師プロフィール】

すずき けいすけ氏

昭和53年釧路市生まれ。
釧路公立大学卒業。税理士法人加藤会計事務所、
甲賀伸彦税理士事務所を経て平成22年開業。
得意業務は、中小企業の黒字化支援・法人税法・相
続税法。クライアント企業の存続と発展のための経営
助言を業務の柱としている。
税理士業務の他、釧路公立大学非常勤講師・各種団
体の監事等に就任している。

受講申込書

(切り取らずにA4サイズのまま送信して下さい)

釧路間税会 行き FAX:0154-41-4000

平成30年 月 日

会社名	TEL:
住所	FAX:
参加者氏名	(役職名)
参加者氏名	(役職名)

【問合せ先】釧路間税会事務局(釧路商工会議所 地域振興部 振興課) 担当:福田

TEL:0154-41-4143 / FAX:0154-41-4000